



確定拠出年金法施行規則および 法令解釈通知の一部改正について

[2021年6月4日付年金ニュース](#)にてご案内いたしました、「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」の結果が公示され、「確定拠出年金法施行規則」について公布日施行分、令和4年3月1日施行分について内容が確定しました。

また、[2021年6月28日付年金ニュース](#)にてご案内いたしました、「『確定拠出年金制度について』の一部を改正する通知案等に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に関して、商品除外に係る「閉鎖型除外」を選択肢に含める改正がなされました。

なお、本件は確定拠出年金（DC）に関するご案内であり、企業型DC制度を実施していないお客様におかれましては特段のご対応は不要です。

I. 確定拠出年金法施行規則の一部改正について

(1) 概要

- 「確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」について、7月28日に結果が公示されました。また、同日、本件に係る厚生労働省令が公布され、確定拠出年金法施行規則の一部が改正されました。
- 公布日施行として、信託商品の終了に伴う償還の場合に商品除外に係る同意を不要とする改正がなされ、また、令和4年3月1日施行として、事業主報告書の簡素化がなされることになりました。
- また、経過措置として、事業主報告書の簡素化については、「この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用」することも明らかになりました。

(2) 具体的な改正内容

改正概要	概要	施行日
運用方法の除外事由の追加	運用関連運営管理機関等が提示する運用方法から除外を行うに当たって、運用方法の契約相手が破産手続を開始したなどの事由に該当したことにより除外を行う場合、加入者等の同意は不要とされているところ、運用方法のうち信託であって信託約款の規定により当該信託が終了し償還されたため運用方法から除外する場合についても、加入者等の同意を不要とすることとする。	<u>公布日施行</u> <u>(令和3年7月28日)</u>

<p>事業主報告書の簡素化等について</p>	<p>○ 企業型 DCの事業主が提出する事業主報告書について、手続簡素化の観点から、記載事項を以下の事項に限定し、その提出に当たっては、企業型記録関連運営管理機関（企業型年金加入者等に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（RK）をいう。）を通じて行うこととする。</p> <p><事業主報告書の記載事項></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 企業型年金規約に係る承認番号 2 厚生年金適用事業所の名称 3 事業年度 4 企業型年金加入者等の状況 5 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の状況 6 返還資産額の状況 7 個人別管理資産の状況 8 指定運用方法の状況 9 企業型年金加入者の資格を喪失した者の状況 <p>○ 経過措置：この規定は、この省令の施行の日（＝令和4年3月1日）以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。</p>	<p>令和4年3月1日施行</p>
------------------------	---	-------------------

(3) 参考資料

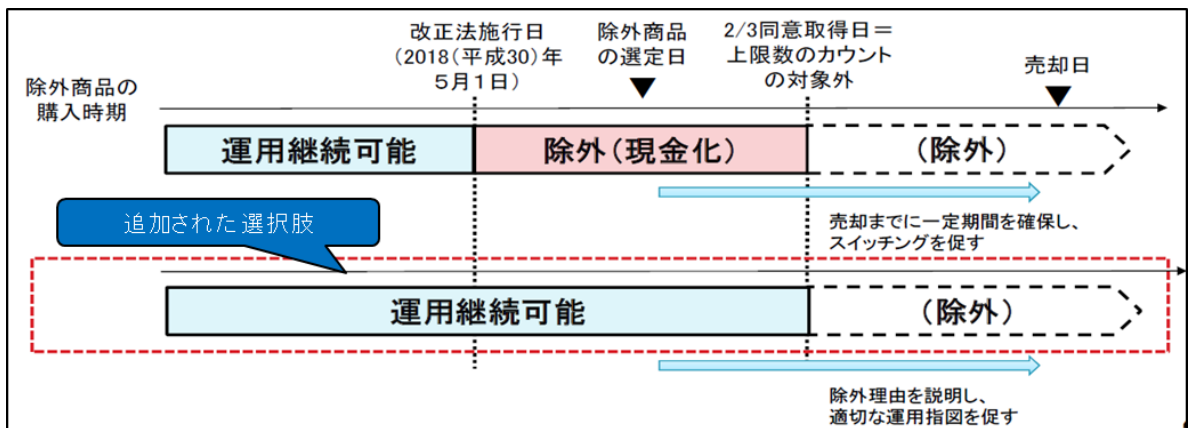
- ・ [確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令](#)
- ・ [確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）](#)
- ・ [パブリックコメント結果通知](#)

II. 法令解釈通知「確定拠出年金制度について」等の一部改正について

(1) 概要

- 「『確定拠出年金制度について』の一部を改正する通知案等に関する御意見募集（パブリックコメント）について」は、発出日適用予定とされていた「運用の方法の除外に関する事項」に係る法令解釈通知「確定拠出年金制度について」、「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」、「確定拠出年金Q&A」が改正されました（7/28発出・同日適用）。
- 本件は、商品除外に関し「必ずしも過去分の現金化を伴わない将来分のみを除外（過去分の現金化を伴わない「閉鎖型）」することもできるよう、対応の選択肢」が追加されたものです。

【イメージ図】



(2) 具体的な改正内容

改正概要	概要	施行日
法令解釈通知「確定拠出年金制度について」の一部改正	商品除外の選択肢に「閉鎖型除外」が含まれたことを踏まえ以下が規定されました。 ○ 運営管理機関等は、労使で十分に協議・検討された結果を踏まえ ①どの運用の方法を除外しようとするか ②既に保有している運用の方法について、売却を伴う除外とするか又は売却を伴わない除外とするか（以下「除外の方法」という。）を決定すること。 ○ 運営管理機関は「除外運用方法指図者」に除外の方法を通知したうえで、除外に係る同意（従前どおり2/3同意で「閉鎖型除外」は可能）を得ること。	<u>公布日施行</u> <u>(令和3年7月28日)</u>
「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正	商品除外の選択肢に「閉鎖型除外」が含まれたことを踏まえ以下が規定されました。 ○ 運用の方法の除外の手続についての企業型年金規約の記載例 ・確定拠出年金運営管理機関は、労使で十分に議論・検討された結果を踏まえ、どの運用の方法を除外しようとするか及び除外の方法を決定する。 ・確定拠出年金運営管理機関等は、除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等に当該運用の方法を除外する旨及び除外の方法を通知した上で、運用の方法の除外に係る同意を得る。	
確定拠出年金Q&Aの改定について	商品除外の選択肢に「閉鎖型除外」が含まれたことを踏まえ、所要の改定がなされている他、条ずれの修正や表現の明確化等の改定もなされています。	

(3) 参考資料

- ・ [「確定拠出年金制度について」の一部改正について](#)
- ・ [「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について](#)
- ・ [確定拠出年金Q&Aの改定について](#)

以上

本資料は、作成日において弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成したものであり、その情報の正確性・確実性について保証するものではありません。本資料の内容に関する疑問・不明点がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金企画部 〔電話番号〕03-5404-3081